

平成 21 年 4 月 1 日

委託者 各位

名北魚市場株式会社

代表取締役社長 脇田武司

名古屋市中心卸売市場業務条例第 5 6 条第 1 項の規定により、
委託者から収受する委託手数料の率を次のとおり定めました。

記

一．取扱品目及び委託手数料の率

生鮮水産物及びその加工品 100 分の 5.5

業務条例施行細則第 3 条に規定する加工食料品 100 分の 5.5

二．開始年月日

平成 21 年 4 月 1 日

以上